

平成 23 年 3 月 14 日
自動車交通局東北地方太平洋沖地震に伴う自動車登録・検査業務に係る
運輸支局・事務所の対応について

支局・事務所における業務の実施状況等

運輸局	支局・事務所	庁舎等の状況	登録 新規検査	継続検査	検査証の有効期間 を伸長する地域 (当面 4 月 11 日まで)
東北運輸局	青森支局	・被害なし	実施	実施	全域
	八戸事務所	・被害なし	実施	実施	全域
	岩手支局	・被害なし	実施	実施	全域
	宮城支局	・停電 ・庁舎ガラス割れ等 ・構内路面ひび割れ	当面実施せず	当面実施せず	全域
	福島支局	・被害なし	実施	実施	全域
	いわき事務所	・MOTAS 通信障害	当面実施せず	当面実施せず	全域
関東運輸局	茨城支局	・停電、断水、計画停電	当面実施せず	当面実施せず	全域
	土浦事務所	・庁舎損傷のため立入 不可 ・断水、計画停電	当面実施せず	当面実施せず	全域
	その他の 支局・事務所	計画停電	実施	実施	全域
中部運輸局	沼津事務所	計画停電	実施	実施	全域

MOTASとは、自動車登録検査業務電子情報処理システム。

- 他の支局・事務所においては、平常どおり業務を実施。
- 現在予定されている計画停電が実施される地域の支局・事務所においては、その時間帯は業務を停止。
- 支局・事務所の機能回復状況に応じ、順次、平常業務に変更していくこととしている。
- 登録・新規検査業務については、機能回復に時間を要すると判断される場合に、近隣他支局での事務代行を実施するよう準備中。(なお、継続検査業務は、現状でも他支局で実施可能。)
- 登録及び検査証の記載事項変更に関する期限(15日以内)については、「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」により、平成23年6月30日まで延長予定。

○道路運送車両法第61条の2の規定に基づく自動車検査証の有効期間の伸長について東北運輸局、関東運輸局及び中部運輸局から別紙のとおり発表されている。

(参考)軽自動車検査協会の対応

- ・宮城主管事務所及び茨城事務所において、業務を当面実施せず。
- ・軽自動車の検査証の有効期間についても、登録車と同様の地域において、4月11日まで伸長される。

問い合わせ先

自動車交通局

電話 03-5253-8111

技術安全部自動車情報課 小守谷 藤城

内線 42113 42116

(直通) 03-5253-8588

技術安全部技術企画課 小西 団村

内線 42212 42214

(直通) 03-5253-8590

保障課 永野、山口

内線 41512 41533

(直通) 03-5253-8585